

おおさかスマートエネルギー協議会規約

（名称）

第1条 この会は、おおさかスマートエネルギー協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、府、市町村、府民、事業者及びエネルギー供給事業者がエネルギーの利用の効率化、再生可能エネルギーの利用、電気の需要の最適化等に関する情報を共有しながら地域におけるエネルギー問題を協議し、その解決に向けた取組を推進することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）エネルギーの利用の効率化、再生可能エネルギーの利用及び電気の需要の最適化に関する情報及び意見の交換に関すること
- （2）電気の需給に関する情報及び意見の交換に関すること
- （3）構成員その他の関係者のエネルギーに関する取組の推進及び啓発に関すること
- （4）その他エネルギーに関する取組の推進に関すること

（構成）

第4条 協議会は、府、市町村、府民団体、事業者団体及びエネルギー供給事業者等のうち、別表に掲げるものをもって構成する。

- 2 構成員相互間の情報及び意見の交換を促進するため、協議会に会議の進行役（以下「ファシリテーター」という。）を置くことができる。
- 3 前項のファシリテーターは、環境農林水産部長が委嘱する。任期は1年以内とし、再任を妨げない。

（会議）

第5条 協議会の会議は、事務局が招集して開催する。

- 2 協議会は、協議するテーマについて助言を得るため、学識経験を有する者等を招くことができる。
- 3 協議会は、必要に応じて部門別会議を開催する。部門別会議には、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、必要に応じて書面又は電磁的記録により開催することができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に置く。

附則

この規約は、平成25年6月13日から施行する。

附則

この規約は、平成27年5月28日から施行する。

附則

この規約は、平成28年5月27日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

附則

この規約は、令和元年 6 月 5 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 6 月 22 日から施行する。

附則

この規約は、令和 3 年 7 月 12 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、令和 5 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この規約は、令和 7 年 6 月 26 日から施行する。

附則

この規約は、令和 8 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この規約は、令和 8 年 9 月 17 日から施行する。

(別表) 構成員

大阪府	大阪府
市町村	大阪市 堺市 四條畷市 田尻町
府民団体	大阪府生活協同組合連合会 (特非)関西消費者連合会
事業者団体	(公社)関西経済連合会 大阪商工会議所 大阪府中小企業団体中央会
エネルギー供給事業者	関西電力(株) 大阪ガス(株) (株)UPDATER
大阪府地球温暖化防止 活動推進センター	(一財)大阪府みどり公社